

政令第九十五号

総務省組織令及び政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第七条第四項及び第五項、第八条並びに第二十条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（総務省組織令の一部改正）

第一条 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第十号を次のように改める。

十 独立行政法人評価制度委員会の庶務に関すること。

第六条第八号を削る。

第三十六条中「四人」を「五人」に改める。

第四十一条の二中「行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一 行政評価局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 政策評価審議会の庶務に関すること。

第四十二条第三号を削る。

第二百一十一条中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改める。

第二百二十三条の見出しを「（政策評価審議会）」に改め、同条第一項中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改め、同項第一号に次のように加える。

ハ 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視に関する重要事項

第二百二十三条第一項第二号中「及びロ」を「からハまで」に改め、同項第三号中「独立行政法人通則法の規定（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十六条、国立大学法人法第三十五条及び総合法律支援法第四十八条において準用する場合を含む。）」及び「第五条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定及び総合法律支援法第四十二条第四項」を削り、同条第二項中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に、「政策評価・独立行政法人評価委員会令」を「政策評価審議会令」に改める。

附則第十二条中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正）

第二条 政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 政策評価審議会令

第一条第一項中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に、「委員会」を「審議会」に、「をもって」を「以内で」に改め、同条第二項及び第三項中「委員会」を「審議会」に改める。

第四条の見出しを「（会長）」に改め、同条第一項中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第二項中「委員長」を「会長」に、「委員会」を「審議会」に改め、同条第三項中「委員長」を「会長」に改める。

第五条を削る。

第六条第一項中「分科会」を「審議会」に改め、同条第二項及び第三項中「分科会長」を「会長」に改め、同条に次の一項を加える。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

第六条を第五条とする。

第七条第一項中「委員会」を「審議会」に改め、同条第二項中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条第三項中「分科会及び」を削り、同条を第六条とする。

第八条中「委員会」を「審議会」に改め、同条を第七条とする。

第九条中「委員会」を「審議会」に、「政策評価課」を「企画課」に改め、「総括し、及び」を削り、ただし書を削り、同条を第八条とする。

第十条の見出しを「（審議会の運営）」に改め、同条中「委員会」を「審議会」に、「委員長」を「会長」に改め、同条を第九条とする。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（政策評価・独立行政法人評価委員会令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日の前日において政策評価・独立行政法人評価委員会の委員である者の任期は、

第二条の規定による改正前の政策評価・独立行政法人評価委員会令第三条第一項の規定にかかわらず、その日に満了する。

（行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令の一部改正）

第三条 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成十三年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「政策評価・独立行政法人評価委員会」を「政策評価審議会」に改める。

（復興庁組織令の一部改正）

第四条 復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表政策評価・独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第二百七十号）の項を削る。

## 理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、行政管理局及び行政評価局の所掌事務を変更するとともに、政策評価・独立行政法人評価委員会を政策評価審議会に改組する等の必要があるからである。